

証券税制 Q & A

教えて！

小谷野先生



相続・贈与税編

小谷野幹雄 (こやの・みきお)
公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA
早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。
ホームページアドレス
http://www.koyano-cpa.gr.jp/

Q 私の父は資産運用のために上場株式を10銘柄ほど所有しています。中には優良銘柄もあり、手放すのはもったいないと父が言っているのですが、いずれ父の相続が発生した場合に父の意をくんで、遺族となる私たちがこの上場株式を相続しようと思っています。そのような中、先日知人から、今後は相続税の計算をする上で上場株式の評価の方法が変わるかもしれないと聞きました。いったいどのように変わるのでしょうか。

A 毎年夏ごろに各省庁などから来年度の税制改正の要望が出されますが、本年、金融庁から出された来年平成29年度の税制改正の要望の一つに、質問の「上場株式の相続税評価の方法の変更」が挙げられています。この要望が採用されれば、将来において上場株式の相続税評価の方法が変わることになります。例年12月中旬に公表される、平成29年度税制改正大綱で改正の方向性が示されます。

(一) 金融庁平成29年度税制改正要望

金融庁の税制改正の要望では、上場株式の相続税評価について次の三つを挙げています。
①相続税評価額に相続時から納付期限までの価格変動リスクを考慮

上場株式は換金性が高いため、相続税の納税資金を捻出するために相続人が相続税の納付期限(相続発生日から10カ月)までに売却することが想定されるところ、実態として遺産分割協議が整うまでは売却できず、相続発生から上場株式売却まで10カ月程度の期間が経過することも想定されます。上場株式は価格変動リスクが高い金融商品です。売却時の株価が相続発生時の株価を下回る可能性があるにもかかわらず、現行制度の相続税評価額に

はそのリスクが考慮されていません。そこで、過去のデータから平時の価格変動リスク相当額(割引率)を試算して、10%程度を相続発生時の価格から割り引くことを要望しています。

上場株式と同様に流動性の高い預金や債券は価格変動リスクが小さいため、将来的に納税資金に充てる目的で金融商品を保有する場合に、現行制度では上場株式が敬遠されるとの指摘に対応するものです。また、一般的に取得価額よりも相続税評価額が下がるとされている不動産が相続対策として人気が高いのに対して、上場株式にはそのようなニーズがないことも影響しているようです。

②相続後に著しく価格が下落した上場株式について特例を設置
過去にはリーマン・ショックや東日本大震災などで株価が大きく下落しました。このような事態が生じた場合の価格変動リスク相当額(割引率)は前述の平時の割引率10%程度を大きく上回っています(リーマン・ショック時は約22%、東日本大震災時は約17%、金融庁資料より)。金融庁の要望では、相続発生後に通常想定される価格変動リスクの範囲を超えて価格が著しく下落した上場株式については、評価の特例を設けることを挙げています。

③上場株式の物納順位を第一順位の資産と同等とする
相続税は、一定の事由を満たす場合には納税者の申請により、相続財産による物納が認められています。物納できる相続財産には優先順位があり、後順位の財産は先順位の財産に相当な価額のものがない場合などに限り物納が認められます。第一順位は国債、地方債、不動産および船舶で、上場株式は社債や非上場株式および証券投資信託または貸付信託の受益証券と同じ第二順位です。金融庁は第二順位の上場株式を第一順位の資産と同等とするような見直しを要望しています。これにより、例えば、上場株式を所有していたことで先祖代々所有する不動産を手放すことが回避できるような状況が生まれるかもしれません。上場株式の換金性の高さを考えれば売却して現金で納税することも容易なように思われますが、物納による譲渡所得は非課税(租税特別措置法第40条の3)とされていますし、物納の価額は原則として相続税評価額を用いますので、多額の含み益がある場合や株価の下落局面など、状況によっては物納を選択した方が有利になることも考えられます。

(二) 現行の評価方法

現行の相続税の計算における上場株式の原則的な評価方法は、相続が発生した日の終値と、相続が発生した月、その前月および前々月の各月の終値の平均値を比較して、最も低い価額によって評価します。つまり、相続税の計算において上場株式の評価は、相続発生時